

南風原町外(他市町村)の認可外保育園へ通う児童の保護者の皆さまへ

町外 認可外保育施設利用の助成手続き

- 町内の認可外保育施設に通う児童に対して、「運営補助金」や「歯科検診補助金」などを助成しております。
- 町外の認可外保育施設に通う児童にも保護者の経済的負担を減らすため、**保育料の一部を助成**しております。

〈対象児童〉 南風原町に住んでおり、町外の認可外保育施設に通う児童

〈申請方法〉 受付は半年ごとに行います。(年度中2回: 1回目の受付は終了しました。)

〈提出書類〉 町指定書類をこども課窓口で受け取るか、ホームページからプリントして下さい。

〈申請対象期間〉 平成27年10月～平成28年3月分保育料

〈申請期限〉 3月1日(火)～3月15日(火)締め切り

(※申請期限を過ぎると受付できません。)

※ただし、保育料の納付期限が3月15日より後の場合は相談に応じますのでご連絡ください。

〈助成額〉 月額 1,500円

※申請後、内容を審査します。

※地域型保育施設(他市町村から認可を受けている施設)・私立幼稚園については申請対象外となります。

お問い合わせ
こども課
☎889-7028



平成28年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次のとおり予定します。

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期 間 4月1日(金)～5月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除く

場 所 税務課(役場2階)

縦覧範囲 土地・家屋価格等縦覧帳簿で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能

縦覧できる方 固定資産税の納税者または納税管理人、代理人(代理人の場合は委任状が必要)
(注)本人確認のため、納税通知書または運転免許証等を持参してください。

【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413 ☆納税については…☎889-0523

●固定資産課税台帳の閲覧

期 間 4月1日(金)から通年
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除く

場 所 税務課(役場2階)

縦覧範囲 義務や権利に係る土地・家屋の固定資産課税台帳

縦覧できる方 納税義務者等、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利を有する一定の方
(注)本人確認のため、納税通知書または運転免許証等を持参してください。また、借地借家人の場合は契約書の原本が必要です。

“遺言を大いに活用する”

親の面倒を見ていなくても、仏壇を継いでも継がなくとも、兄弟間の相続分は同じ。親の世話、介護してくれた者、これから先祖の靈とお墓を守ってくれる者に遺産を遺すことを考える!
(相談は無料・予約必要)

税理士 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

学研教室の先生募集中!

南風原町の子どもたちのために
「学研教室の先生」はじめませんか?

まずは説明会へお越しください//

◆3/11(金)10時～南風原町中央公民館 第1研修室
※個別説明もできます。お気軽にご相談ください!

学研 【学研教室 沖縄南事務局】
TEL: 858-8648 (担当: 中里・東・知念)

お済みですか?

☆軽自動車・バイクの各種変更手続き☆

軽自動車・バイクの抹消や、名義等の変更是、3月31日までに手続きをお済ませください!

☆ 軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に年税額が課税されます。
月割りがないため、4月2日以降に抹消しても1年分を納税しなければなりません。



平成28年度から税額が引き上げられますので、
抹消や名義変更等は3月までに手続きをお願いします。

〈手続き及び問い合わせ先〉

・原動機付自転車(排気量が125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	南風原町役場税務課 ☎889-4413
・軽二輪車(排気量が126cc～250ccの二輪) ・軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126
・排気量が250ccを超える二輪車	陸運事務所 ☎050-5540-2091

【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413

平成28年度

就学援助制度のお知らせ

南風原町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、小・中学校でかかる費用の一部を援助します。

○援助の内容

学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費など。

○申請書等の配布

3月14日(月)から教育総務課(役場4階)で配布します。

○申請の方法

4月1日(金)から教育総務課で申請の受付を開始します。(4月からの援助を希望する方は4月28日(木)までに申請してください)

※前年度に援助を受けられている方も申請が必要です。

お問い合わせ

教育委員会 教育総務課 ☎889-2620

もらえる国民年金額が増える!
お得な 付加年金 って ご存知ですか?

○付加年金って何?

付加年金は、付加保険料を納めた方が老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。

○付加保険料っていくらなの?

付加年金の保険料は月額 400円です。

○付加年金ってどんな人が加入できるの?

付加年金に加入することができる者は、国民年金第1号被保険者または65歳未満の任意加入被保険者の方です。年金受給者や国民年金第2号・3号被保険者、国民年金基金の加入者の方は加入できません。また、免除を受けている期間も加入できません。

○年金に加算される付加年金額は?

次の式で計算された額になります。
付加年金(年額)=200円×付加保険料を納めた月数

(例)10年間(120月)付加保険料を納付した場合
10年間の納付額 400円×120月=48,000円
1年間の受給額 200円×120月=24,000円

ということは…
2年間で支払った保険料と支給額が同額になるので、3年目以降はもういい得に! やつたね!

付加年金の申込は国保年金窓口で!
お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798

不動産 売 却 査 定 無 料

私達にお任せ下さい!

売りたい…不動産を探しています!

こんな方は、

お電話下さい。

…うちの家はいくらで売れるかな?

…ローン返済が厳しいので…?

…買い替えたいけど、どうすれば…?

査定のお申し込みは今すぐこちらまで!

オロク

生きた不動産情報はオロク

オロク

オロク